

公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン（骨子）
長期経営改善計画（平成 25(2013)年度～令和 66（2084）年度）

平成 25 年 2 月策定
令和 5 年 2 月第 2 回目改訂版
鳥取県農林水産部森林・林業振興局
公益財団法人鳥取県造林公社

経営の目標

- ◇第 3 期中（令和 16 年度頃）に単年度収支の黒字化を目指す。
- ◇令和 66 年度（長期経営改善計画期間終了）までに長期収支の黒字化を目指す。

第 1 章 経営改革プラン策定の趣旨

- ・平成 21 年 7 月に外部委員 4 名からなる財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会を設置して公社の長期的な経営計画の検討を行い、平成 24 年 2 月に委員から県に対して最終報告が行われた。
【最終報告の概要】
 - ア 県の財政負担が最も少ないことから、「公社として存続」する。
 - イ その前提として、抜本的な経営改善を求める。
- ・このため、公社は当報告に基づく経営改革に加え、さらなる改善にも取り組むこととし、その長期計画としてこの経営改革プランを県と公社で策定した（平成 25 年 2 月）。
- ・プラン策定から 5 年後に、第 1 回目の改訂を行った（令和元年 8 月）。
- ・この度、1 回目の改訂からさらに 5 年が経過し、森林・林業を巡る社会情勢の変化やそれまでの事業進捗の状況を踏まえ、第 2 回目の改訂を行った（令和 5 年 2 月）。

第 2 章 経営改革の方針

1 経営に係る状況

- ・前回見直し以降、SDGs への関心の一層の高まり、2050 年カーボンニュートラル目標など、持続可能な社会づくりに向けた社会的課題が更に重要性を増している。
- ・計画期間の第 1 期（平成 25 年度～令和 4 年度）においては、事業量や収支等について計画を実績がやや下回り、その結果借入金や債務残高は計画を 1 億円程度上回った。特に期間後半において事業地の奥地化等に伴い、計画を実績が下回る傾向が続いていることが課題。
- ・第 1 期中の状況の変化として、レーザ航測データに基づき公社分収造林地の森林資源を精査したところ、従来想定してきた資源量が過大であり、第 2 期以降の間伐量が従来の想定よりも減少せざるを得ないことが判明した。一方、地位は従来の想定よりも高い箇所が多く、主伐材積については増加を見込めることがわかった。

2 課題と方策

- 1 社会的課題への対応及び新たな収入源等の確保【新たな課題】
 - SDGs 等の社会的課題への対応に貢献しつつ、新たな収入を確保していくことが必要
- 2 生産性の向上 → 低コスト林業の導入等により生産性向上が必要
- 3 経営の効率化 → レーザ航測データの活用や契約方法の改善等が必要
- 4 森林の公益機能の発揮 → 適切な森林整備、主伐後の再造林放棄地の発生防止等が必要

3 経営の目標

- ・10 年を 1 期とする事業期間を設定し、令和 15 年度から令和 24 年度までの間の第 3 期中（令和 16 年頃）に単年度収支の黒字化と県借入金の償還開始を目指す。
- ・令和 66 年度までの事業期間中に借入金を全額償還するとともに、長期収支の黒字化を目指す。

【債務残高の推移見通し】

(単位：億円)

区分	第2期 R5-14	第3期 R15-24	第4期 R25-34	第5期 R35-44	第6期 R45-54	第7期 R55-66
第1回改訂版	264	224	147	69	17	0
今回見直し	325	285	233	139	38	0

※最終黒字 当初計画：13億円 →第1回改訂：10億円 →今回見直し：12億円

第3章 具体的な取組

1 社会的課題への対応及び新たな収入源等の確保【新たな取組】

(1) 主伐の早期実施

- ・これまで公社では60年から80年への伐期延長を進めてきたが、間伐収入の減少に対応するためには主伐収入の早期確保がより重要。
- ・一部箇所について主伐時期の延長を行わないこととし、主伐収入の早期確保を図る。

(2) 造林未済地対策・花粉発生源対策への取組

- ・従来プランでは公社による皆伐後の植栽は土地所有者に委ねられていたところ、再造林放棄等が社会的課題になっている状況を踏まえ、公社が皆伐後の植栽等に取り組むこととする。
- ・その際、花粉症対策苗木を使用することにより、国庫の花粉発生源対策補助金を活用し、また再造林に当たっても国庫補助金等を最大限活用することで、再造林や花粉症対策といった社会的課題への対応に貢献しつつ、公社にとっての増収に繋げる。

(3) 森林・林業施策の推進に係る取組による事業外収入の確保

- ・分収林事業以外に、様々な経営リスクに備えるための更なる経営努力として、市町村業務の受託（森林経営管理制度に係る業務、市町村有林等に係る業務）、森林経営管理制度にかかわる市町村支援業務、Jクレジット販売などに取り組むことで、地域・社会に貢献しつつ収入確保を図る。
- ・新たな取組の実行を担う人員の確保については、その一部を県が支援することにより取組を着実に推進する。また今後の分収林事業の事業進捗、社会情勢、地元ニーズ等の変化に柔軟に対応して、事業受託等による収入確保について継続的に検討する。

2 生産性の向上

(1) 木材販売収入の拡大

- ・車両系高性能林業機械による作業システムを採用し、伐採・搬出経費を削減することで利用間伐を推進し、木材販売収入を積極的に確保する。
- ・利用間伐の実施に当たっては、搬出間伐実施後の材積の確保にも留意し、補助金を活用した採算性のある利用間伐が最大となるよう計画する。

(2) 造林事業費補助金等の積極的な活用

- ・造林事業費補助金を積極的に活用した事業（利用間伐、更新伐）を実施する。

(3) 直送方式の推進

- ・原木の直送方式による有利販売を推進する。

3 経営の効率化

(1) レーザ航測データの活用

- ・レーザ航測データを活用し、現地調査を省略する等、事業の効率化・省力化を推進する。
- ・安全で壊れにくい路網計画の検討、集材範囲からの木材生産量の予測により採算性を検討する。

(2) 合理的施業の実施と契約方法の改善

- ・施業地の実情を踏まえた上で競争入札の導入による事業実施経費の低減を検討するほか、契約締結に当たり契約条件が折り合わない場合の差額の把握に努める。
- ・一括発注等の推進による事業発注に伴う事務経費や諸経費を削減する。

(3) その他

- ・隣接森林の事業主体との連携（森林経営管理制度に係る連携、路網の共同利用）を推進する。
- ・作業道については、搬出作業終了後の横断溝設置による路面の排水措置などにより大規模修繕のリスク低減を図る。
- ・原木をより高く販売するための取組（適切な採材、仕分、販売先の選定、ブランド化）を推進する。

4 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

(1) 針広混交林化・広葉樹林化

- ・更新伐の導入及び天然更新を適切に成立させる措置により、再造林放棄地の発生を防止する。

(2) 県民への森林の公益的機能（CO₂ 吸収機能等）の提供及び普及・啓発

- ・公社分収造林地の適切な管理を通じて県民に公益的機能を提供する。

5 分収契約の見直し

- ・主伐について、更新伐の導入を推進するための契約変更を進める。
- ・契約期間の延長については、早期の主伐収入確保のために必要な箇所を除いて推進する。
- ・所有権相続人（契約者）の特定（土地所有者の適時の把握、相続登記の手続きの要請）を図る。

6 組織体制の改革

(1) 組織・人員体制の見直し

- ・今後の事業量の増大を見込み、人員体制を強化する。
- ・ただし経営改善中であることを踏まえ、業務量の増減に応じたメリハリのある人員配置を行う。

(2) 人材の確保

- ・鳥取県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人材を確保する。
- ・利用間伐等の実施に必要な知識や技能の習得のため、研修等を積極的に実施する。

7 その他の取組

(1) 雇用への貢献

- ・経営改善に伴う間伐や更新伐等の事業量の増加により、地域の雇用に貢献する。

(2) 県民への説明責任

- ・公社は経営改善の進捗状況について、適時適切に県民に公表する。

(3) 木材資源の安定供給

- ・高次加工工場やバイオマス発電事業所等へ安定的に木材を供給する。

第4章 経営改善の進捗管理

- ・公社は経営改善の進捗の適時適切な把握・点検を図るため、以下のことを実施する。
 - ① 経営改善状況を毎年点検・評価した上で、県に報告する。
 - ② 具体的な経営改善計画として10箇年計画を作成し、県と経営改善プロジェクトチームを組んで当該計画を着実に実行する。
- ・県は、おおむね5年ごとに、経営改善の進捗状況等を踏まえた本プランの見直しを実施する。